

保 健 医 療

保 健 医 療

1 水戸市保健所施設

(1) 施設の概要

名 称	水戸市保健所		常澄保健センター	内原保健センター
所 在 地	笠原町993-13		大場町472-1	内原町1384-2
敷地面積	8,568.45㎡			
建物構造	(既存棟) 鉄筋コンクリート造 3階建	(増築棟) 鉄骨造 3階建	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部2階建)
延床面積	3,189.52㎡	1,913.61㎡	518.50㎡	367.70㎡
竣 工	昭和62年(旧保健センター)	令和元年度	平成4年	平成5年
改 修	令和元年度			

(2) 開館時間・休館日

開館時間：平日 午前8時30分～午後5時15分

休館日：土曜日，日曜日，祝日，12月29日～1月3日

2 水戸市休日夜間緊急診療所の運営

(1) 休日(昼間)診療

診 療 日：日曜日，祝日，12月30日～1月3日

(ただし，1月1日は午後の部のみ)

受付時間：午前9時～午前11時45分

午後1時～午後3時15分

診 療 科：内科，小児科（内科系のみ），外科，歯科

(2) 夜間診療

診 療 日：毎日

受付時間：午後7時30分～午後10時15分

診 療 科：内科，小児科（内科系のみ）

○休日夜間緊急診療所受診者数（令和4年度実績）

区 分	内科	小児科	外科	歯科	合計
休日（昼間）診療	2,272人	2,038人	649人	352人	5,311人
夜間診療	1,694人	2,214人			3,908人
計	3,966人	4,252人	649人	352人	9,219人

3 献血の推進

水戸献血連合会事業として、茨城県赤十字血液センター等の関係機関と連携を図りながら「献血推進デー」，「愛の血液助け合い運動」，「クリスマス献血」，「はたちの献血」等の普及啓発事業を実施するとともに，計画的な献血者の確保に努める。

○令和4年度実績

区 分	献血者数
200ml 献血	1,320人
400ml 献血	16,628人
成分献血	15,262人
計	33,210人

4 医事

(1) 許認可事務

医療法，あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師等に関する法律，柔道整復師法に基づく許認可等の事務を行う。

また，医療法第27条に基づく使用許可申請のあった施設については，使用前検査を実施し，適正な医療の提供と管理が行われるよう指導する。

(2) 医療施設等立入検査

茨城県病院等立入検査要綱並びに水戸市立入検査実施要項に基づき医療施設の立入検査を実施し，医療安全の意識啓発等を行うことにより，良質かつ適正な医療が提供される体制の確保に努める。

○医療機関等施設数（令和5年4月1日現在）

ア 病院

精神		結核		感染		一般		療養		計	
施設	病床	施設	病床	施設	病床	施設	病床	施設	病床	施設	病床
1	178	—	—	1(1)	10	22	2,530	8(6)	536	25	3,254

※施設欄における括弧書きは，一般病床とあわせて設置している施設数

イ 診療所

有床		無床		計	
施設	病床	施設	病床	施設	病床
13	161	234	—	247	161

ウ その他

歯科診療所	助産所	施術所	歯科技工所	衛生検査所
171	7	257	55	5

○救急告示医療機関（令和5年4月1日現在）

医療機関名	所在地
水戸済生会総合病院	水戸市双葉台3-3-10
社会医療法人財団古宿会 水戸中央病院	水戸市六反田町1136-1
水戸赤十字病院	水戸市三の丸3-12-48
医療法人社団協栄会 大久保病院	水戸市石川4-4040-32
総合病院水戸協同病院	水戸市宮町3-2-7
城南病院	水戸市城南3-15-17
国家公務員共済組合連合会 水府病院	水戸市赤塚1-1
医療法人桜丘会 水戸ブレインハートセンター	水戸市青柳町4028
医療法人誠潤会 水戸病院	水戸市袴塚3-2787-9

5 薬事

(1) 医薬品、医療機器の販売業等の許可等業務

薬局、店舗販売業及び医療機器販売業等の許可等事務、監視指導及び医薬品の検査を行い、保健衛生上の危害防止を指導する。

(2) 毒物劇物販売業等の登録等業務

毒物劇物販売業等の登録等事務及び監視指導を行い、毒物劇物取扱いに係る安全確保に努める。

(3) 麻薬免許の申請事務

麻薬小売業者免許等の免許申請受付事務を行う。

(4) 県が行う啓発活動への協力

県が行う「不正大麻けし撲滅運動」、「薬物乱用防止ダメ。ゼッタイ。普及運動」、「薬と健康の週間」等に協力する。

○薬事関係施設数（令和5年4月1日現在）

ア 医薬品販売業

薬局製剤 製造業	薬局製剤 製造販売	薬 局	卸 売 販 売 業	店 舗 販 売 業	再生医療 製品販売	薬 種 商 販 売 業	特例販売 第二段階
16	16	169	55	67	7	—	1

イ 医療機器販売業

高度管理医療 機器販売業	管 理 医 療 機 器 販 売 業
259	1,015

ウ 毒物劇物営業者

毒物劇物 販売業者	毒物劇物 業務上取扱者 (電気鍍金業)
155	1

エ 麻薬取扱者免許

麻薬 卸売業者	麻薬 小売業者	麻薬 研究者	麻薬 施用者	麻薬 管理者	大麻 研究者
4	139	8	633	51	5

オ 覚醒剤（原料）・向精神薬取扱者

覚醒剤 原料研究者	覚醒剤 原料取扱者	覚醒剤 研究者	覚醒剤 施用機関	向精神薬試験 研究施設設置
2	5	6	—	7

6 地域医療

医師確保対策や救急医療等に対する支援など、水戸地域における安定的な医療提供体制の充実に向けた施策を実施している。

- ・医師修学資金貸与事業

【貸与決定者】

貸与開始年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人数	2名	1名	2名	1名

【事業利用者の現況（令和5年4月1日現在）】

区分	医学生						初期研修医		専攻医
	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	1年目	2年目	
人数	—	1名	—	2名	2名	—	—	—	1名

- ・小児科及び産婦人科医療施設設置等補助
- ・公的病院等救急医療等運営費補助
- ・周産期及び婦人科従事医師雇用補助
- ・救急医療二次病院運営費補助
- ・いばらき県央地域連携中枢都市圏事業
- ・水戸地域の医療提供体制の在り方の検討

7 保健衛生

(1) 環境衛生

衛生的な生活環境を確保するため、生活衛生関係営業法、建築物における衛生的環

境の確保に関する法律，温泉法等に基づく営業許可等の事務のほか，営業施設の立入検査等を行う。

【主な事務】

- ア 理容所，美容所，クリーニング所の届出の受理，立入検査
- イ 旅館業，公衆浴場業，興行場，化製場等の許可，届出の受理，立入検査
- ウ 温泉利用の許可，立入検査
- エ 特定建築物の届出の受理，立入検査
- オ レジオネラ症防止対策

○環境衛生関係届出又は許可件数（令和5年4月1日現在）

理容所	261
美容所	777
クリーニング所	138
旅館業	80
公衆浴場	48
特定建築物	128
その他	224

(2) 食品衛生

食の安全・安心を確保するため，食品衛生法に基づく営業許可等の事務のほか，営業施設の監視指導等を行う。

【主な事務】

- ア 食品営業の許可，届出の受理，監視指導
- イ 食中毒の調査，予防啓発
- ウ 食品の収去検査
- エ 食品の自主回収の報告受理
- オ 食品衛生責任者の設置届の受理

○食品衛生法（以下，法令という。）に基づく許可件数（令和5年4月1日現在）

業 種	改正前の法令許可	改正後の法令許可	合 計
飲食店営業	2,163	1,132	3,295
菓子製造業	208	119	327
魚介類販売業	77	19	96
食肉販売業	56	24	80
そうざい製造業	22	36	58
漬物製造業	0	15	15
その他	341	55	396
合 計	2,867	1,400	4,267

法令は令和3年6月1日に一部改正されたため，改正前と改正後の法令許可の両方を計上。

○茨城県食品衛生条例（以下、条例という。）に基づく許可件数（令和5年4月1日現在）

業 種	条例許可	(参考)
漬物製造業	24	条例から法令の許可へ変更になった業種 ①漬物製造業②魚介類加工業 ③そうざい半製品製造業④液卵製造業
その他	12	
合 計	36	

法令が改正されたことにより、条例による新規許可は廃止されたが、既存の条例許可については、有効期間の満了の日又は令和6年5月31日のいずれか早い日までの間は許可が有効。

○食品衛生法に基づく届出件数（令和5年4月1日現在） 2,844件

(3) 食肉検査

食肉の安全・安心を確保するため、と畜場法に基づくと畜検査及びと畜場の監視指導を行う。また、所管と畜場における食肉輸出に係る事務を行う。

【主な事務】

- ア と畜検査
- イ と畜場の監視指導
- ウ 食肉輸出対応

(4) 衛生検査

食中毒事案や感染症事案等が発生し、又は疑われた際に、採取された検体について検査する衛生検査ほか、収去された食品等を検査する試験検査を行う。

【主な事務】

- ア 感染症検査（ウイルス検査，微生物検査）
- イ 食中毒検査（ウイルス検査，微生物検査，理化学検査，寄生虫検査）
- ウ 食品収去検査（微生物検査，理化学検査）

(5) 動物愛護

動物愛護の意識の普及啓発及び適正飼養の推進を図るとともに、保護した犬猫の譲渡を推進する。

【主な事務】

- ア 動物の適正飼養の推進
- イ 動物愛護の普及啓発
- ウ 係留されていない犬の収容及びその返還又は譲渡
- エ 犬又は猫の引取り及びその返還又は譲渡
- オ 犬の登録及び狂犬病予防注射
- カ 犬又は猫の多頭飼養の届出受理

○犬及び猫の収容等頭数（令和4年度実績）

	収容	収容後の措置			
		飼い主に返還	譲渡	収容中死亡	安楽死※
犬	93	19	66	0	0
猫	111	0	67	34	2

※ 交通事故等により瀕死状態で収容され、回復の見込みがないものを処置

8 地域保健

(1) 健康増進事業

生活習慣病の予防及び健康の保持・増進を図るため、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導を行う。

- ・健康手帳の交付
- ・健康教育（生活習慣病予防教室，検診時がん予防教育，COPD教育，腎臓病予防教室，歯周病予防教室）
- ・健康相談（成人健康相談，保健相談）
- ・健康診査

○令和4年度実績

区 分	受診者数	区 分	受診者数
健康診査（生保健診）	198人	特定健康診査	8,579人
胃がん検診	3,179人	高齢者健康診査	4,845人
子宮頸がん検診	2,539人	※特定健康診査は令和5年3月末時点の速報値	
子宮超音波検査	724人		
肺がん検診	13,571人		
大腸がん検診	11,635人		
乳がん検診	5,933人		
前立腺がん検診	3,624人		
肝炎ウイルス検診	805人		
骨粗しょう症検診	1,686人		
生活習慣病予防健診	759人		
成人歯科健康診査	804人		

- ・訪問指導（健診事後指導）

(2) 健康づくり推進事業

- ・みとちゃん健康マイレージ事業（健康目標達成者に特典を付与）

令和4年度実績 協賛品提供企業団体数33団体 応募者数1,042人 当選者数262人

9 保健予防

(1) 予防接種事業

ア 定期予防接種事業

○令和4年度実績

予防接種の種類	接種人数
ヒ ブ	7,466人
小児肺炎球菌	7,448人
B型肝炎	5,560人
B C G	1,863人
4種混合	7,501人
3種混合	0人
ポ リ オ	0人
水痘	3,592人

予防接種の種類	接種人数
2種混合	2,027人
麻疹風疹混合	3,996人
日本脳炎	9,751人
子宮頸がん	3,420人
高齢者インフルエンザ	44,121人
高齢者肺炎球菌	2,053人
風疹第5期	382人
ロタウイルス	4,165人

イ 任意予防接種事業

○令和4年度実績

予防接種の種類	接種人数
おたふくかぜ	1,842人
成人の風疹	41人

予防接種の種類	接種人数
小児インフルエンザ	33,436人
高校生年齢相当	2,118人

ウ 風疹の抗体検査事業

○令和4年度実績

区分	検査人数
風疹抗体検査	56人

(2) 感染症予防対策事業

感染症発生時における患者発生状況の把握及び病原体の検査を行うとともに、患者等に対する調査及び検査を実施して、原因究明及び感染拡大防止を図る。

エイズ・性感染症については、無料匿名検査の実施とともに相談・保健指導を行う。また、希望者にはB型・C型肝炎ウイルス検査をあわせて実施する。

○令和4年度実績（感染症発生届受理）

類型	感染症名	件数
3類	腸管出血性大腸菌感染症	6件
	腸チフス	1件
4類	E型肝炎	1件
	日本紅斑熱	1件
	レジオネラ菌	5件

類型	感染症名	件数
5類	アメーバ赤痢	3件
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	4件
	急性脳炎	6件
	侵襲性肺炎球菌感染症	2件
	梅毒	47件
	破傷風	1件

○令和4年度実績（性感染症検査）

区 分	受検者数
H I V	58人
ク ラ ミ ジ ア	51人
梅 毒	56人
B 型 肝 炎	56人
C 型 肝 炎	56人
計	延べ277人

(3) 結核対策事業

ア 65歳以上の方への結核健診の実施

○令和4年度実績

区 分	受診者数
結 核 健 診	9,727人

イ 結核発生届の受理等患者管理

○令和4年度実績

診 断 名		件数
活動性結核	肺結核	24件
	肺外結核	8件
潜在性結核感染症		10件
計		42件

(4) 原子爆弾被爆者対策事業

原子爆弾被爆者に対し健康診断を実施

○令和4年度実績

区 分	受診者数
健康診断（一般検査等）	4人

(5) 精神保健支援事業

ア 精神保健相談・こころの健康相談（定期）

○令和4年度実績

区 分	相談人数
精神保健相談（精神科医）	13人
こころの健康相談（公認心理師）	17人
こころの健康相談（精神保健福祉士）	13人
計	43人

イ こころの健康相談（随時）

○令和4年度実績

電話相談等		面接相談		訪問指導		計	
実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
351人	2,718人	79人	263人	96人	519人	526人	3,500人

ウ ひきこもり対策推進事業

(ア) ひきこもり専門相談（定期）

○令和4年度実績

区 分	相談人数
ひきこもり専門相談（精神科医）	9人

(イ) ひきこもり家族教室

ひきこもりに関することやかかわり方について学習したり，同じ悩みを持つ家族がお互いの経験について話し合い，家族同士の仲間づくりや情報交換等により家族の精神的な負担軽減を図ることを目的に実施する。

○令和4年度実績

実施回数	参加実人数	参加延人数
10回	24人	70人

(ウ) ひきこもり居場所づくり事業

他者と交流しながら社会性を学び，外出することで生活リズムが整い社会復帰につながるといった効果を期待して実施する。

○令和4年度実績

実施回数	参加実人数	参加延人数
21回	6人	67人

エ 自殺対策事業

ゲートキーパー研修

○令和4年度実績

対象者	参加人数
市職員	23人
保健推進員	20人
計	43人

(6) 新型コロナウイルス感染症対策事業

陽性者に対する積極的疫学調査や、医療機関における検査、入院医療費の公費負担等を実施する。また、感染症法上の5類感染症への円滑な移行及び定点医療機関からの報告による流行状況の把握に努める。

○令和4年度実績（感染症発生届受理）

類型	感染症名	件数
新型インフルエンザ等	新型コロナウイルス感染症	30,398件

○令和4年度実績（医療機関PCR検査、抗原検査実施状況）

	PCR検査	抗原検査	計
4月	7,337件	4,794件	12,131件
5月	6,665件	4,648件	11,313件
6月	5,233件	4,282件	9,515件
7月	9,773件	8,917件	18,690件
8月	11,103件	12,748件	23,851件
9月	7,784件	9,000件	16,784件
10月	6,147件	7,608件	13,755件
11月	7,896件	10,390件	18,286件
12月	9,419件	14,433件	23,852件
1月	8,072件	14,391件	22,463件
2月	4,732件	9,379件	14,111件
3月	4,374件	7,774件	12,148件
合計	88,535件	108,364件	196,899件

(7) 新型コロナワクチン接種事業

○令和4年度実績

年齢階級	接種人数			
	1回目接種	2回目接種	3回目以降接種	
			従来型 ワクチン	オミクロン株 対応ワクチン
65歳以上	207人	267人	61,377人	55,993人
60～64歳	55人	63人	10,846人	10,575人
50～59歳	107人	125人	12,352人	21,164人
40～49歳	132人	173人	14,977人	15,828人
30～39歳	225人	261人	12,814人	9,718人
20～29歳	260人	322人	10,240人	7,401人
12～19歳	1,483人	1,768人	9,362人	6,465人
5～11歳	3,777人	4,471人	1,932人	37人
生後6か月～4歳	450人	432人	371人	
計	6,696人	7,882人	134,271人	127,181人

10 国民健康保険

(1) 事業開始年月日 昭和32年10月1日

(2) 加入状況 (令和5年3月31日現在)

区分	全市	被保険者			加入率
人口	268,389人	一般	退職者	計	19.1%
		51,328人	0人	51,328人	
世帯	125,252世帯	34,177世帯			27.3%

(3) 国保税の状況

区分		年度	令和4年度			令和5年度		
		医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	
賦課割合	所得割	59.40%	59.45%	51.18%	60.40%	60.88%	52.32%	
	均等割	40.60%	40.55%	48.82%	39.60%	39.12%	47.68%	
保険税	所得割	7.84/100	3.44/100	2.31/100	7.84/100	3.44/100	2.31/100	
	均等割	30,500円	12,600円	15,200円	30,500円	12,600円	15,200円	
最高税額		650,000円	200,000円	170,000円	650,000円	220,000円	170,000円	
最低税額		9,100円	3,700円	4,500円	9,100円	3,700円	4,500円	

(注) 令和4年度については決算，令和5年度については予算

(4) 給付状況

療養の給付	<p>給付割合</p> <table border="0"> <tr> <td>義務教育就学前</td> <td>8割</td> </tr> <tr> <td>義務教育就学後～69歳</td> <td>7割</td> </tr> <tr> <td>70歳以上</td> <td>8割</td> </tr> <tr> <td>(現役並み所得者</td> <td>7割)</td> </tr> </table> <p>入院時食事療養費の給付 食事にかかる費用のうち標準負担額（1食460円）を超える額</p>	義務教育就学前	8割	義務教育就学後～69歳	7割	70歳以上	8割	(現役並み所得者	7割)
義務教育就学前	8割								
義務教育就学後～69歳	7割								
70歳以上	8割								
(現役並み所得者	7割)								
出産育児一時金の給付	<p>1件 420,000円（産科医療補償制度に加入していない分娩機関で出産の場合は408,000円） 《令和5年4月1日以降》 1件 500,000円（産科医療補償制度に加入していない分娩機関で出産の場合は488,000円）</p>								
葬祭費の給付	<p>1件 50,000円</p>								
高額療養費の給付	<p>下記に掲げる費用について支給する。</p> <p>70歳未満の人の場合</p> <p>①自己負担限度額【ア】252,600円+(総医療費-842,000円)×1%(所得901万円超)【イ】167,400円+(総医療費-558,000円)×1%(所得600万円超～901万円以下)【ウ】80,100円+(総医療費-267,000円)×1%(所得210万円超～600万円以下)【エ】57,600円(所得210万円以下)【オ】35,400円(住民税非課税世帯)</p> <p>②同一世帯で同一月に21,000円以上の負担が2回以上生じた場合、それらを合算して、①の限度額を超える額</p> <p>③同一世帯で年4回以上支給を受けた場合、4回目から限度額を【ア】140,100円【イ】93,000円【ウ・エ】44,400円【オ】24,600円とする。</p> <p>70歳以上の人の場合（後期高齢者医療被保険者を除く）</p> <p>④自己負担限度額（外来） 現役並み所得者【Ⅲ】252,600円+(総医療費-842,000円)×1%(課税所得690万円以上)【Ⅱ】167,400円+(総医療費-558,000円)×1%(課税所得380万円以上)【Ⅰ】80,100円+(総医療費-267,000円)×1%(課税所得145万円以上)，【一般】18,000円(年間限度額144,000円)(課税所得145万円未満)，低所得者【Ⅱ】【Ⅰ】8,000円(住民税非課税世帯)</p> <p>⑤自己負担限度額（入院） 現役並み所得者【Ⅲ】252,600円+(総医療費-842,000円)×1%(課税所得690万円以上)【Ⅱ】167,400円+(総医療費-558,000円)×1%(課税所得380万円以上)【Ⅰ】80,100円+(総医療費-267,000円)×1%(課税所得145万円以上)，【一般】57,600円，低所得者【Ⅱ】24,600円，【Ⅰ】15,000円(住民税非課税世帯)</p> <p>⑥同一世帯で年4回以上支給を受けた場合、4回目から限度額を現役並み所得者【Ⅲ】140,100円【Ⅱ】93,000円【Ⅰ】44,400円，</p>								

	<p>【一般】44,400円、とする。</p> <p>⑦同一世帯で同一月に国保加入の70歳以上の人のすべての外来の自己負担額及び入院の自己負担額の合算額が⑤の額を超える額 70歳未満、70歳以上を含めた世帯全員（後期高齢者医療被保険者を除く）</p> <p>⑧上記の計算額を償還した後に残った70歳未満及び70歳以上の自己負担額の合算額が①の限度額を超える額</p> <p>長期高額疾病の場合</p> <p>⑨自己負担限度額10,000円（慢性腎不全で人工透析を要する上位所得者は20,000円）</p>
移送費の支給	入院・転院の場合で被保険者が当該療養の原因である負傷、疾病により移動が困難な時、その移送にかかる費用の額

(5) 令和4年度給付実績

ア 一般

区分	件数 (件)	日数 (日)	費用額 (円)	受診率 (%)	1件当たり 日数 (日)	1件当たり 費用額 (円)	1人当たり 費用額 (円)	
療養給付費	入院	9,294	135,051	5,569,657,858	17.466	14.53	599,275	104,669
	入院外	433,634	625,088	6,751,062,708	814.918	1.44	15,569	126,871
	歯科	103,513	172,406	1,293,795,770	194.529	1.67	12,499	24,314
	調剤	293,986	(337,659)	3,578,510,261	552.481	1.15	12,172	67,250
	食事療養	(8,741)	(347,782)	229,458,075	16.427	—	26,251	4,312
	訪問看護	2,410	17,454	213,185,040	4.529	7.24	88,459	4,006
	計	842,837	949,999	17,635,669,712	1,583.923	1.13	20,924	331,423
療養費	診療費	737	—	11,795,493	1.385	—	16,005	222
	補装具	329	—	10,834,129	0.618	—	32,930	204
	柔道整復師	9,669	—	65,446,662	18.171	—	6,769	1,230
	アンマ・マッサージ	500	—	14,727,245	0.940	—	29,454	277
	ハリ・キユウ	174	—	2,233,026	0.327	—	12,833	42
	その他	3	—	60,270	0.006	—	20,090	1
	計	11,412	—	105,096,825	21.446	—	9,209	1,975

※受診率及び1人当たり費用額は、年間平均被保数（53,212人）による。

イ その他の給付

区分	件数	給付額
出産育児一時金	141件	59,796,590円
葬祭費	302件	15,100,000円
高額療養費（一般）	33,035件	1,784,574,216円

区 分	件 数	給 付 額
高額介護合算療養費（一般）	67件	1,492,038円
移 送 費	0件	0円
傷 病 手 当 金	99件	2,817,507円
計	33,644件	1,863,780,351円

11 医療福祉

本市では老人福祉の向上、健全な児童の育成と推進を図る目的により、昭和48年4月より69歳の老人医療費の一部助成、県の医療福祉制度を取り入れた乳児及び重度心身障害者を対象とした医療費の一部助成制度を開始した。昭和52年1月に母子家庭の母子を対象としてから、妊産婦、父子家庭へ制度の拡大を図ってきたところである。平成13年4月から市単独で外来自己負担金（妊産婦、乳児、幼児、母子、父子）の助成による医療費の無料化を実施し、平成17年11月には幼児の対象年齢を小学校就学前まで引き上げたことに伴い、入院・外来自己負担金の無料化を妊産婦と乳幼児のみに限定しての実施となった。また、平成22年10月には県制度において幼児の対象年齢を小学校3年生まで拡大することから、市単独ではさらに小学校6年生まで拡大し、入院・外来自己負担金の無料化は廃止となり、平成25年10月からは市単独で中学校3年生まで対象を拡大した。平成26年10月に県制度において中学校3年生の入院まで対象が拡大となった。平成28年10月に市単独で就学前の子どもの所得制限を撤廃した。また、県制度において妊産婦と子どもの所得制限が緩和されたことにあわせ、市単独で助成している中学生の外来についても緩和した。平成30年10月に県制度において、高校生相当の入院まで対象が拡大となった。令和元年10月に市単独で小学生、中学生、高校生相当の子どもの所得制限を撤廃した。さらに、令和2年10月に市単独で高校生相当の外来も対象として拡大したことにより、本市では高校生相当までの全ての子どもが外来・入院の種別なく医療費の助成を受けられる体制が整備された。

なお、老人保健法による老人医療制度は平成20年4月から後期高齢者医療制度（長寿医療制度）へ移行され、69歳老人医療費一部助成は平成20年7月に廃止となった。

(1) 受給対象者

ア 医療福祉関係

区 分	人 数
妊 産 婦（月平均）	1,319人
子 ども（ 〃 ）	38,770人
母子家庭の母子（ 〃 ）	3,518人
父子家庭の父子（ 〃 ）	210人
重度心身障害者（ 〃 ）	1,960人
65歳以上の重度心身障害者（ 〃 ）	2,612人
計	48,389人

(2) 医療給付状況

ア 医療福祉関係

区 分	件 数	支 出 額
妊 産 婦	11,452件	96,649,078円
子 ど も	431,024件	784,364,544円
母 子 家 庭 の 母 子	49,810件	147,259,665円
父 子 家 庭 の 父 子	2,067件	8,307,850円
重 度 心 身 障 害 者	49,747件	389,723,095円
65 歳 以 上 の 重 度 心 身 障 害 者	82,445件	296,396,957円
計	626,545件	1,722,701,189円

12 国民年金

(1) 制度の目的

国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項〔国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない〕の理念に基づき、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持、向上に寄与することを目的とする制度である。（国年法第1条）

この目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うこと（国年法第2条）としており、全ての国民に共通の基礎的な年金給付としての「基礎年金」と第1号被保険者及び任意加入被保険者に係る「独自給付」とを支給する。

(2) 拠出年金

ア 国民年金被保険者の加入状況

被 保 険 者 別 の 種 別		被 保 険 者 数		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
強 制	第1号	31,254人	30,917人	30,291人
	第3号	18,400人	17,745人	16,640人
任 意		386人	387人	414人
計		50,040人	49,049人	47,345人

イ 免除の状況

年度	区分	法 定 免 除	申 請 免 除		計
			全 額	3 / 4	
令 和 2 年 度		3,340人	全 額	4,878人	13,550人
			3 / 4	366人	
			半 額	241人	
			1 / 4	137人	
			学生納付特例	3,457人	
	納 付 猶 予		1,131人		

年度	区分	法定免除	申請免除	計	
令和3年度		3,428人	全額	5,236人	13,895人
			3/4	359人	
			半額	247人	
			1/4	131人	
			学生納付特例	3,324人	
			納付猶予	1,170人	
令和4年度		3,459人	全額	5,185人	13,774人
			3/4	344人	
			半額	222人	
			1/4	140人	
			学生納付特例	3,292人	
			納付猶予	1,132人	

(ア) 法定免除

被保険者が、次のいずれかに該当したときは、その期間の保険料は免除の対象期間となる。これを法定免除という。

ただし、平成26年4月からは、法定免除期間のうち、本人が納付を申し込んだ期間は、国民年金保険料を通常どおり納付することができるようになった。

- ・国民年金の障害基礎年金又は被用者年金各法に基づく障害を支給事由とする年金給付を受けている者であるとき。
- ・生活保護法による扶助、又はらい予防法の廃止に関する法律による生活援助を受けているとき。
- ・ハンセン病療養所、国立保養所に入所しているとき。

(イ) 申請免除

被保険者が、次のいずれかに該当するような場合で、保険料を納めることが経済的に困難なときは、管轄年金事務所等に申請して承認を受ければ保険料が免除される。これを申請免除という。（平成18年7月から「全額免除制度」と「3種類の一部免除制度」に分かれている）

- ・所得がないとき。
- ・被保険者か又はその世帯の人が、生活保護法、らい予防法の廃止に関する法律による生活扶助・援助以外の扶助・援助（教育、住宅、医療、生業等の扶助・援助）を受けているとき。

(ウ) 学生の保険料納付特例

- ・国民年金の第1号被保険者である学生で、本人の前年の所得が一定以下の方は、申請により国民年金保険料が猶予され後から納めることができる。これを学生納付特例という。

(エ) 納付猶予

- ・国民年金の第1号被保険者で50歳未満の方（※平成28年6月までは30歳未満の方）は、本人と配偶者の前年所得が一定以下の場合、申請により国民年金保険料が猶予され後から納めることができる。これを納付猶予という。

ウ 受給の状況

(令和5年3月31日現在)(単位：人)

老 齢	老齢基礎	通算老齢	障 害	障害基礎	母 子	遺 児	遺族基礎	寡 婦	計
347	59,089	324	30	959	0	0	132	41	60,922

(3) 福祉年金

ア 支給額の状況

区 分		年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
老 齢	受 給 権 者		0人	0人	0人
	支 給 年 金 額		0千円	0千円	0千円
障 害	受 給 権 者		2,757人	2,837人	2,863人
	支 給 年 金 額		2,471,221千円	2,536,152千円	2,543,690千円
母 子	受 給 権 者		0人	0人	0人
	支 給 年 金 額		0円	0円	0円
計	受 給 権 者		2,757人	2,837人	2,863人
	支 給 年 金 額		2,471,221千円	2,536,152千円	2,543,690千円